

# 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法案について

## 法律の目的

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の名称、目的、業務の範囲等について定める。

## 法律の概要

### (1) 法人の名称

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）

### (2) 機構の目的

沖縄振興特別措置法に規定する沖縄振興計画に基づく大学院大学の設置の準備と併せて、沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与する。

### (3) 事務所

主たる事務所を沖縄県に置く。

### (4) 機構の役員及び職員

- ・役員として、理事長及び監事2人を置く（内閣総理大臣が任命）。
- ・理事長を補佐して機構の業務を掌理させるため、役員として理事1人を置くことができる（理事長が任命）。
- ・役職員の身分は非公務員とする。ただし、役職員に秘密保持義務を課し、刑法等の適用については公務に従事する者とみなす。

### (5) 運営委員会

機構に、中期計画等を審議し議決するとともに、理事長の任命に関し内閣総理大臣に意見を述べ、業務の実施状況を監視する機関として運営委員会を置く。

### (6) 機構の業務の範囲

- 一 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発を行うこと。
- 二 一の業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 三 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。
- 四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- 五 国際的に卓越した科学技術に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 六 大学院大学の設置の準備を行うこと。
- 七 一～六の業務に附帯する業務を行うこと。

### (7) その他

機構は、大学院大学が設置されたときは、別に法律で定めるところにより、その業務を大学院大学に引き継いで解散するものとする等、必要な事項を定める。

### (8) 附 則

- ①この法律は、公布の日から施行する。
- ②その他所要の経過措置を置く。